

人権の擁護と発展を重視する非同盟運動 バンドン宣言と非同盟諸国首脳会議の宣言に見る

小松崎榮（日本 AALA 顧問）

「人権問題」が戦争の火種に

最近、国連安保理に二つの決議案が上程されました。ミャンマーとイスラエルの人権侵害を非難し直ちにやめることを求めるものです。しかし、ミャンマーに関する決議は中国が「内政干渉」を、イスラエルに関する決議は米国が「自衛権」を理由に、常任理事国の特権である拒否権を行使して葬りました。

その中国は香港やウイグル問題、アメリカは人種差別など国内に人権問題を抱えています。また、非同盟諸国首脳会議の参加国の中にも、国内に人権問題を抱えたり、中国や米国の態度に賛同をしている国があります。

今、この2大国の覇権主義に人権問題が絡んだ結果、「台湾海峡有事」「米中戦争前夜」「6年以内に台湾で戦争」など、戦争の危機が各方面から指摘されています。

同時に、世界の人々は、覇権主義や人権侵害に対して勿論のこと、人権侵害に国連が有効な手を打てないことに批判の声を上げています。また、この人権問題や常任理事国の横暴に、非同盟運動はどのように対処しているのかの声も聞かれます。

私は2012年と2016年の2回、非同盟諸国首脳会議に参加する機会を頂き、非同盟運動の息吹を体感しました。そこで採択された宣言（決議）等を通して、非同盟運動における人権問題等を考察します。



2014年6月日本 AALA のミャンマー訪問団は、1988年の民主化運動（「88世代学生運動」）のリーダー達と話し合いをした。新たな試練に心を痛め、支援を送りたい。

I 人権問題を自決権と共に重視する非同盟運動

1961年ベオグラードで開催された非同盟諸国首脳会議をはじめ非同盟運動は、国連憲章と1955年のバンドン会議の宣言をよりどころにして運動を進めています。

2012年にイランで開催された第16回首脳会議では、会議の宣言・『テヘラン宣言』で、非同盟運動に確信を持ち核兵器廃絶、世界の実態を反映できよう『国連改革』を進めこと等が高らかに謳われました。

2016年にベネズエラで開催された第17回首脳会議では、非同盟運動の2つの柱である「民族自決権」と「人権の擁護と発展」に関して、会議の宣言・『マルガリータ宣言』で画期的見解が示されました。これ等は国際的に問題になっている人権問題の解決と非同盟運動にとって、大きな指針になると確信しました。

バンドン10原則の第1項が「基本的人権」

（1）民族自決権と自由の下での生活向上を

『バンドン宣言 G 項』の前文では、「民族自決権」の大切さと共に、「社会進歩」と「より大きな自由のもとで生活水準の向上」がアジア・アフリカには緊急に必要としています。

また、「自決権」はすべての民族に与えられ、「自由と独立」は出来る限り遅滞なく与えられなくてはなら

ないと強調しています。

(2) 基本的人権と国連憲章の目的と原則の尊重、

その上で、国際的な友好的協力を発展させるための10原則を掲げています。その第1項で「基本的人権及び国連憲章の目的と原則の尊重」をあげています。

国連憲章の第1章「目的及び原則」では、「国際平和及び安全の維持」「人民の同権と自決権を尊重した国際友好」と共に、「人権及び基本的人権の尊重についての国際協力」を挙げています。

自決権と人権で画期的な「マルガリータ宣言」

(1) 人権及び基本的自由の不可欠な民族自決権

『マルガリータ宣言』は第3項で、首脳会議は「全ての人民の自決への不可侵の権利を強調した」と述べています。その上で「他国の占領又は植民地支配もしくは外国の支配の状況の根絶」と「人権及び基本的自由の普遍的尊重の確保」のためには、「自決権の行使は有効かつ不可欠である」と宣言しています。(資料1)

人民の自決権(民族自決権)については、これまでは主に国の独立と国家の主権の確保の観点から論じられて来ましたが、「人権と基本的自由の確保に有効で不可欠」との見解を鮮明に示したことは、民族自決権のもう一つの役割を指摘したことになり画期的な宣言です。



『マルガリータ宣言』を採択し非同盟諸国首脳会議が閉幕。その後、地元の人達がお祝いのダンスを披露した。

(2) 人権には国際的普遍性と基準があり、完全な行使を

『マルガリータ宣言』は第5項で「人権」について言及しています。そこでは、まず、首脳会議は「普遍的、不可分、相互依存的及び相互に関係しているあらゆる人権の保障と促進への決意を再確認した」と述べています。その上で、「これには発展的で協力的な国際的対話、能力の構築、技術支援、優れた実践への評価を通じて取り組むこととし、同時に、あらゆる人権の完全な行使を確保するものである」「人権は、普遍性、透明性、公平性、非選択性、非政治的、客観性といった基本原則にもとづき強化されるべきもの」としています。

つまり、人権は国際的に普遍的なもので、その確保と促進には国際的協力が必要であり、人権は普遍性や公平性等の基本原則に則り強化され、完全に確保しなくてはならないとしているのです。

(3) 人権の擁護と発展は、国際的課題であり、「ウィーン宣言」に則り実現を

『マルガリータ宣言』の第5項では、「1993年のウィーン宣言で示されている原則によって、全ての人のための人権の成就めざし努力すると改めて表明した」と述べています。(資料2)

『ウィーン宣言』は、1993年に、国連の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」を指します。注目すべき主な内容は、

① 人権は人間固有の尊厳と価値に由来するとし、人権の具体的な内容を記述して、

- ② 人権と基本的自由の普遍性は疑問の余地がないし、その強化には国際協力強化は不可欠。
- ③ 人権の促進と保障が国際社会における最優先事項である。
- ④ 国や地域の特殊性や歴史・文化、宗教的背景などを考慮されねばならないが、政治的、経済的、文化的体制の如何に拘わらず、全ての人権と基本的自由の促進・保護は国家の義務である等と明記しています。

また、協力、監視、支援促進のために、人権高等弁務官事務所、難民高等弁務官事務所、人権理事会の設置を決めました。

Ⅱ 常任理事国の横暴許さない国連改革を

2012年の第16回非同盟諸国首脳会議の宣言・『テヘラン宣言』の第1項で、国連改革を主張しています。

「平和と安全保障分野における国際的な政策決定機構は、時代遅れになっているどころか、いかなる変革にも抵抗するものとなっている」とし、「国際的平和と安全保障の分野も含めて、国連総会を再活性化させること、又、今日の世界の現状を反映するような国連安保理を改革することが特に重要である」としています。

つまり、議案に対する拒否権を持つ国連安保理常任国(米国、英国、仏、露、中国)やG7等が主導する機構は時代遅れであり、加盟国全体の意思(国連総会)が、決定権を持つこと、つまり、193の加盟国全体が主人公の国連をつくろうと言うことです。

今日の事態を見る時、この宣言の指摘は正しく、改革の方針は益々重要になっています。

Ⅲ 21世紀は人権の世紀、「人権問題」を運動の柱に

20世紀は植民地体制を崩壊させ、100を超える主権国家を誕生させた世紀です。人命は地球より重く、基本的人権は人間らしく生きるための必須の条件です。主権国家樹立も人類の先駆的で積極的な活動も、この基本的人権が開く社会を求めたものです。21世紀は、国連憲章とバンドン会議の宣言等を拠りどころに20世紀に獲得した人権問題等の進歩的な成果を発展させ、主権国家樹立の目的と責務である「人権」を開かせる世紀です。

私達日本AALAは一貫して国連憲章とバンドン会議宣言、そして日本憲法を拠りどころに活動して来ました。『日本国憲法』の柱は、国民主権、平和主義、基本的人権です。

非同盟運動と私達の運動に確信を持ち、人間として生きるために、そして戦争による惨禍を阻止し平和共存・友好協力のために、今こそ国連憲章とバンドン宣言、日本国憲法の重要性を再認識し、『基本的人権』の確立と促進を運動の視点と柱にして、頑張りましょう。

■資料1 会場で配布された「マルガリータ宣言」の第3項、5項の関連部分

3.Right to Self-Determination

They stressed the inalienable right of all people, including those of non-self-governing territories, as well as those of territories under foreign occupation or under colonial or foreign domination, to self-determination. In the case of people who are subject to foreign occupation and colonial or foreign domination, the exercise of self-determination remains valid and essential to securing the eradication of all those situations and ensuring the universal respect of human rights and fundamental freedoms.

5.Human Right

They reaffirmed their commitment to the promotion and protection of all human right, which are universal, indivisible, interdependent and interrelated, through a constructive and cooperative international dialogue, capacity building, technical assistance and the recognition of good practices, while ensuring the full enjoyment of all human right, including the right to development as a aninalienable, fundamental and universal

right, and universal and as a comprehensive part of universally recognized human right, in order to build collective and sustainable peace and prosperity across the world.

They highlight the historical significance of the adoption of the Declaration on Development thirty years ago, which was promoted by the Non-Movement, and which requires a profound change in the international economic structure, including the creation of economic and social condition that are favourable to developing countries.

Likewise, they expressed once again that human right should be strengthened by adhering to the fundamental principles of universality, transparency, impartiality, non-selectivity, non-politicization and objectivity while seeking to realize the human right for all, pursuant to the principles contained in the Vienna Declaration of 1993.

■資料2 国連憲章第1章（目的及び原則）の第1条（目的）

3. 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際的問題を解決することについて、並びに人種、性、言語また又は宗教による差別をなく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。

■資料3 ウィーン宣言（「ウィーン宣言及び行動計画」 Vienna Declaration and Programme of Action） * 1993年に国連世界人権会議で、参加171ヵ国代表により採択され、国連総会で承認。

① 前書きでは、「世界人権会議」として次のようなことを強調している（「」内は、原文のまま）

- ・「人権の促進と保護が国際社会における最優先事項であり」
- ・「すべての人権は人間に固有の尊厳と価値に由来し人間が人権及び基本的自由の中心的主体であり、その結果として主たる受益者にでなければならず、人権の目的の実現には積極的に参加すべきであること」
- ・「国連憲章に従い、人種、性別、言語、または宗教による選別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように発展させかつ奨励するすべての国の責任を強調」
- ・「世界の人民及び国際連合の全加盟国が、すべての人権及び基本的自由の完全かつ普遍的な享受を保障するために、これらの権利と促進という世界的任務に改めて貢献することを求める」

② 第1部の第1節（原文のまま）

「世界人権会議は、すべての国が、国際連合憲章、その他の人権関連文書及び国際法により、すべての者のあらゆる人権及び基本的人権の普遍的尊重、遵守、及び保護促進の義務を満足すべき厳粛な責務を有することを再確認する。これ等の権利及び自由が普遍的性格をもつ事は、疑いの余地はない。この枠組みの中で、人権分野における国際協力の強化は、国際連合の目的の完全な達成には不可欠である。人権及び基本的自由は、すべての人間が生まれながら有する権利でありその促進と保障は、政府の第一義的義務である。」

③ 第1部の第5節（原文のまま）

「すべての人権は、普遍的、不可分、相互に依存し、関連している。国際社会は、同一の立場に基づき、かつ同様に重点を置いて、公平かつ平等な方法で、人権を全世界的に取り扱わねばならない。国、地域の特殊性及び種々の歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性は考慮しなければならないが、すべての人権及び基本的自由の促進及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度の如何を問わず、国家の義務である。」